

C101 在宅自己注射指導管理料			
【項目の見直し】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 複雑な場合 1,230点</li> <li>2 1以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 月3回以下の場合 100点</li> <li>ロ 月4回以上の場合 190点</li> <li>ハ 月8回以上の場合 290点</li> <li>ニ 月28回以上の場合 810点</li> </ul> </li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 複雑な場合 1,230点</li> <li>2 1以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 月27回以下の場合 650点</li> <li>ロ 月28回以上の場合 750点</li> </ul> </li> </ul>
【注の見直し】	注2 初回の指導を行った日の属する月から起算して3月以内の期間に当該指導管理を行った場合には、導入初期加算として、3月を限度として、500点を所定点数に加算する。	→	注2 初回の指導を行った日の属する月から起算して3月以内の期間に当該指導管理を行った場合には、導入初期加算として、3月を限度として、580点を所定点数に加算する。
C101-3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料			
【注の見直し】	注 妊娠中の糖尿病患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。	→	注 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。
C103 在宅酸素療法指導管理料			
【点数の見直し】	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 1,300点</li> <li>2 その他の場合 2,500点</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>520点</li> <li>2,400点</li> </ul>
C106 在宅自己導尿指導管理料			